

令和8年度

第3回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 3 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 2 5 分

2 開催場所 葵消防署 7 階 講堂

3 出席委員（17 人）

1 番 赤堀 岳子	3 番 海野 光祥	4 番 大原 克仁
5 番 小村 寿文	6 番 佐藤 操	7 番 柴 貞夫
8 番 柴 善久	9 番 杉山 和夫	10 番 鈴木 茂樹
11 番 仁藤 真理子	12 番 平岡 知明	13 番 深井 暁美
14 番 松永 信彦	15 番 望月 均	17 番 森 奈穂子
18 番 山本 卓雄	19 番 吉澤 敬子	

4 欠席委員（2 人）

2 番 漆畑 裕樹 16 番 望月 和加代

5 出席した事務局職員

事務局長 太田 伸二、次長 杉原 義人、次長補佐兼農地係長 長谷川 雅彦
主幹兼農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農政係長 伊東 史弘、副主幹 佐野 絢也
主査 望月 小夜、主査 小川 久美子、主査 丸山 美咲、
主任主事 奥山 雅吉、主事 瀧口 かなこ、主事 小島 壘

6 議事内容

（審議案件）

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 17 号 非農地証明申請について
議案第 18 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
議案第 19 号 令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望について

議案第 20 号 令和 9 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見及び
静岡県農業施策に関する要望について

(報告案件)

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

7 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 8 年度第 3 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、
2 番 漆畑 裕樹 委員、16 番 望月 和加代 委員から欠席の旨、通告がありました
ので報告いたします。出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立して
おります。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委
員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

18 番 山本 卓雄 委員、19 番 吉澤 敬子 委員をお願いいたします。次に委員の
皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いしま
す。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。なお、
会議録を作成しますので、発言の際は必ずマイクを持ってから、発言を始めてく
ださい。それでは、最初に議案第 14 号を議題にします。事務局から議案の朗読と
説明をお願いします。

事務局長 議案書の 1 ページをお願いいたします。**【議案第 14 号朗読】**申請件数は 9 件、
詳細は 2 ページから 4 ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移
転が 7 件、使用貸借による権利の設定が 2 件です。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結
果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 22 番駿河区の案件です。現況は畑で、法人から個人へ贈与するための
申請です。譲渡人は現在休眠中の農地所有適格法人であり、譲受人はその代表で
す。所有している農地を手放して会社を清算するために申請に及びました。所有
権移転後も引き続きレモンを育てていくとのことでした。

12 番 ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 申請番号23番葵区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は農業を営んでおり、移転後は白菜・大根など野菜を育てていきます。申請番号24番葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は経営規模縮小したいと考えていたところ、経営規模拡大したいと考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は農業を営んでおり、8月よりレストランを開業する予定で、そのレストランにて使用するための食材を育てるため今回申請に至りました。移転後はお茶を栽培していきます。

19 番 ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 申請番号25番、葵区の案件です。現況は畑で、親子間の使用貸借の権利の設定の申請です。申請事由ですが、譲渡人は昨年所有した農地を整備する資金調達のため、譲受人は父親ですが認定農業者として補助金申請したく申請に及びました。みかんを耕作します。申請番号26番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足のため、譲受人は申請地でレモンの耕作をしたく、話がまとまり申請に及びました。申請番号27番、葵区の案件です。現況は畑で、使用貸借の権利の設定の申請です。申請事由ですが譲受人は農地の一部を使用したく、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。野菜を耕作していきます。申請番号28番、清水区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は譲受人に遺贈したいと遺言し、譲受人は申請地付近で耕作しており、受贈したく、相続人以外への特定遺贈となるため申請に及びました。今後、柑橘、野菜を耕作していきます。申請番号29番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請地隣に農地を所有し、ハウスにていちごを耕作している譲受人と、譲渡人である相続財産清算人とで話がまとまり申請に及びました。ハウス4棟を管理していくため、活用していきます。申請番号30番、葵区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は新規

ですが、家庭菜園として使用したく、親族から譲り受けると話がまとまり申請に及びました。野菜を耕作していきます。

4 番 以上、職員から説明がありました、6件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 申請番号24番と25番をお願いします。24番はレストランを8月から開店するということで、元々農業をやっていたらということですが、そういったものに使われるように、いろいろそこで作られるのでしょうか。25番ですが、譲渡人が41歳で、譲受人が71歳で親子ということですが、もう少し詳細をお願いします。

事 務 局 申請番号24番ですが、レストランにて使用する予定で作られます。今回お茶なのですが、レストランで使うこととなっています。2月総会でこの方の近くの土地なのですが、そこで農地を取得しておりまして、そこでも野菜を育てておりましてレストランに出されるということで聞いております。25番ですが、譲渡人と譲受人は同一住所なのですが、親子で農業をやっております。今回は資金調達のためということで、農業政策課の補助金申請のため相談したところ、認定農業者がお父様であることからお父様が経営主であるということの要件を満たすために、息子さんが所有している農地をお父様に使用貸借という権利の設定をしております。

1 番 申請番号25番の息子さんは認定農業者ではないということですか。

事 務 局 そうです。息子さんは申請人になれないということです。

議 長 発言もないようですので、議案第14号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第15号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお願いします。【議案第15号朗読】申請件数は2件、詳細は6ページに記載のとおりです。

事 務 局 申請番号2番、葵区の案件です。現況は田です。申請事由ですが、申請人は申請地を3月に農地法第3条にて取得しております。申請人は申請地から道を挟ん

で向かいにてバラ園を経営しており、花卉類の販売・栽培を行っております。申請地にて花卉や果樹を栽培したいと考えて畑地造成のための一時転用の申請に及びました。造成面積は1,589 m²、土量は1,060 m³で被害防除としては安定勾配、波板の設置、グラウンドレベルを合わせることで隣地や水路への土の流出がないように図るとのことです。農地利用課の補助金を利用して集水井や暗渠を設置する予定です。申請番号3番、葵区の案件です。現況は田です。申請事由ですが、申請人は申請地を2月に農地法第3条にて取得しており、今後は大根やきゅうり、ナスやトマト、ジャガイモといった野菜を栽培するために畑地造成をしたいと考えて一時転用の申請に及びました。盛り土の面積は1,417 m²、土量は396 m³、盛土高は29 cmであり、静岡市内の建設発生土のうちの良質な部分をさらに篩にかけて使用をするとのことで、一時転用の期間は4カ月です。排水については既存の土側溝を引き続き使用します。以上2件については1,000 m²を超える案件のため、現地調査を実施したので報告させていただきます。

12 番

ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、どちらも1000 m²を超える案件のため地区審査会による現地調査を行いましたのでご報告します。申請番号2番について、まず発表します。申請番号2番についてですが、申請人は40年前から花を栽培して市場に出荷をしておりバラ園を経営しております。昨年度農地法第3条にて申請地を取得しましたが、申請地は湧水があって水はけが悪いことから畑地造成し、集水井を設けることで、湧水を利用しながら柑橘をポット栽培したいと考えて申請に及びました。水の管理を徹底し、より甘い柑橘を栽培したいと考えてポット栽培を選択したとのことで、200〜300 鉢のポットを設置したいそうです。被害防除対策もされており、隣地の農地の方には畑地造成について話ができていて、了承済みとのことからこちらの案件についても問題ないと判断し、1班としては許可相当と判断しました。続いて申請番号3番についてですが、申請人は先日農地法第3条にて申請地を取得しましたが、今後は自家消費用に多種目の野菜育てていきたいと考えて、畑地造成の申請に及びました。申請人は発電機や耕耘機、草刈機、動力噴霧器を所有しており、自家消費をして余った野菜は親戚や知人に配るとのことです。申請地は雨が降ると水がたまるので既存の土側溝を使って排水をします。排水用の土側溝を除いた面積に土を入れて安定勾配にて処理をし、通常の畔と同じくらい、29 cm以下の高さにするとのことです。隣地の方とはお電話で連絡が取れていて畑地造成をする話をしてあり、了承

が取れているとのことで被害防除対策については問題ないと判断し、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第15号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第16号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の7ページをお願いします。【議案第16号朗読】申請件数は2件、詳細は8ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が1件、賃借権設定が1件です。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号8番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、農業用施設のライスセンターと農機具置場を設置したく申請に及びました。これまでは外部施設を借りて、自作の米の乾燥、もみすり、選別、計量、袋詰め、保存などの作業を行ってきたものをこのライスセンターへ集約します。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可ですが、農業用施設は不許可の例外にあたり、設置可能です。また、農振法では農地を農業用施設とする申出をすでに行っています。被害防除は問題なく、排水処理は自然浸透、建築図面より転用面積も適当と思われます。申請番号9番、清水区の案件です。現況は畑で、賃貸借権の設定の申請です。申請人は清水区の会社で、これまで借りていた駐車場の移転先を探していたところ、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。ミキサー車8台、ダンプカー3台分のほか、運転者の通勤の車両を予定しています。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。大型車が出入りするため近隣の住宅にも了解を得ています。

4 番 以上、職員から説明がありました、2件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 申請番号8番をお願いします。ライスセンターですが、場所的に真ん中で、こういうところに行って、収穫した米を集めてそこで一気にやるということは凄くいいことだと思いますが、これからまた申請が出てくることはあるのですか。ついでに、ついでにとどんどん拡がって、トラックなどを置くとかいろいろな物を置くということは、なんかありそうな気がするものですから。

事 務 局 5条のライスセンターは西よりの一番道路の端に建てるのですが、今後拡大しないのかということは現時点での見込みは聞いておりません。

6 番 場所的には凄くいい所だと思います。周りに民家も無いし、音もうるさくもないし。精米するにしても何をするにもかっこうの場所だと思います。これだけではなくこの後繋がってでてくる気がするのですが。

事 務 局 申請人自体はお父様と一緒に大規模に農業をやられている方なのですが、見込みについては確認しておりません。

6 番 いい場所ですし。ここなら苦情もないし。まったく迷惑もかからないし。

議 長 申請番号9番ですが、農地がどのくらい残っていて、農地に影響はないのか教えてください。

事 務 局 写真で見ますと①の建物が奥に見えると思うのですが、その敷地に多少農地が残っています。それ以外は道路が見えているところと②の写真の方と、高架が映っていると思いますが、そちら側は会社の駐車場になっているものですから、農地として残る部分は、先ほどの①の建物が建っているところの農地ですけど。どのくらいの面積かというところ。

議 長 小さな面積で、被害防除というのはどうなっているのか。

事 務 局 既存のブロックです。

議 長 農地に影響はないということですか。

事 務 局 そうです。農地に影響はないです。

議 長 発言もないようですので、議案第16号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第17号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の9ページをお願いします。【議案第17号朗読】申請件数は2件、詳細は10ページに記載のとおりです。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号6番、清水区の案件です。現況は道路です。こちらの案件ですが、昭和53年にゴルフ場が開業した際に、当時の所有者である父がゴルフ場の道路として利用し、現在に至ります。証明基準「3」の「道路敷として利用されている土地」に該当します。令和8年6月1日に地区担当農業委員に現地写真と航空写真を確認していただきました。

19 番 ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 申請番号7番、清水区の案件です。傾斜地で耕作にむかず、平成27年頃にはすでに森林原野化し、現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより、森林原野化し農地への復元が容易でない土地」に該当します。令和8年6月10日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。

4 番 以上、職員から説明がありました、1件につきましては、3班として承認することと判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第17号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第17号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第18号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の11ページをお願いいたします。【議案第18号朗読】申出は4件、詳細は12ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 こちらは、生産緑地の買取りの申出を行う際に添付が求められている証明書で、死亡または故障した方が、当該生産緑地における農業の主たる従事者に該当することを証明するものです。整理番号9番です。こちらの生産緑地は令和4年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約160日農業に従事していまし

た。6月2日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号10番です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。6月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号11番です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。6月5日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号12番です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。6月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第18号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第19号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の13ページをお願いいたします。**【議案第19号朗読】**内容は14ページに記載のとおりです。担当職員から説明いたします。

事 務 局 それでは、事務局よりご説明します。「令和9年度農林関係税制改正に関する要望」についてですが、今回の第3回総会にて、要望内容を審議・決定のうえ、県農業会議へ提出したいと考えております。要望内容につきましては、5月20日の第2回総会終了後に開催しました第1回農政対策委員会を踏まえ、取りまとめた内容になります。ご説明させていただきます。要望内容（案）につきましては、詳細は議案書の14ページのとおりです。この税制改正とは、毎年国が実施する、税に関する法律や制度の見直しのことです。農政対策委員会では、令和9年3月末に税の軽減が満期を迎える措置について協議し、要望内容の案を取りまとめました。要望内容をご覧ください。「農用地利用集積等促進計画を活用して農用地区域内の農地（青地）を取得した場合における不動産取得税に係る課税標準特例措置について、継続実施を要望する。」といたしました。要望内容としましては、「売買による農地所有権移転の際に発生する不動産取得税を軽減する特例措置は、営農意欲のある担い手農業者の経営負担を軽減するとともに、農地の集積・集約化に寄与するためです。また、活用実績につつまし

ても、件数・金額は大きくはないものの、今後も活用が見込まれると考えています。別紙の横書きの「農地を買った場合の税金」と書かれた資料をご覧ください。中段に記載の「登録免許税」は、昨年度、農業委員会の要望としてあげ、認められてたものとなります。その右に「令和10年3月31日までの取得」とありますが、昨年度時点では、「令和8年3月31日」までとなっていました。2年間延長されたところですが、その下に移っていただき、「不動産取得税」をご覧ください。これが、今回の要望案として提案する税になります。今回の要望は、「令和9年3月31日まで」となっている期限を延長するものです。要望（案）に戻りまして、期待される効果といたしましては、担い手への農地の集積・集約化が促進され、農地の有効活用が図られると期待されます。今後は、静岡県農業会議、全国農業会議所を経て、国へ提出したいと考えています。説明は以上となります。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第19号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第19号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第20号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の15ページをお願いいたします。**【議案第20号朗読】**内容は16ページから18ページに記載のとおりです。担当職員から説明いたします。

事 務 局 それでは、事務局よりご説明します。「令和9年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見及び静岡県農業施策に関する要望について」ですが、今回の第3回総会にて、要望内容を審議・決定のうえ、県農業会議へ提出したいと考えております。要望内容につきましては、5月20日の第2回総会終了後に開催しました第1回農政対策委員会を踏まえ、取りまとめた内容になります。そして、先日行われました総会運営委員会での報告を経て、本日の総会において意見内容をご審議、ご承認をいただきと考えております。ご説明させていただきます。要望内容（案）は2件あります。詳細は議案書の16ページから18ページのとおりです。まず、1件目としまして16ページ、「有害鳥獣対策の拡充について」といたしました。各種の有害鳥獣対策が講じられてはいるものの、農産物被害は依然と

して深刻な状況であります。なお、静岡市及び静岡県においては、シカやイノシシに加え、中型獣であるハクビシンによる被害も大きい状況にあります。現在の有害鳥獣対策は、シカやイノシシ等の大型獣被害への対応が中心となりがちですが、ハクビシンを始めとした中型獣は大型獣とは異なった生息域や侵入形態等を有しています。このため、効率的に鳥獣被害の防止を図るためには、中型獣（ハクビシン等）を含めた生息実態を的確に把握し、それぞれの生態や行動特性に応じた対策を講じることが重要です。しかしながら、県が実施する「鳥獣被害実態把握調査」の調査項目では、シカやイノシシなどは含まれているものの、ハクビシン等の中型獣は対象となっていない。要望といたしましては、ハクビシン等の中型獣についても「鳥獣被害実態把握調査」の対象とするとともに、調査を継続的・長期的に実施し、県下における中型獣の被害実態や生息状況の変化を的確に把握した上で、実態に応じた効果的な鳥獣被害対策を図られるよう、要望します。次に2件目としまして18ページ「燃油価格高騰による影響の緩和措置について」といたしました。県が独自に実施している令和7年度の「荒茶工場燃油価格高騰対策緊急支援事業費」事業は、昨年の茶期（令和7年4月～10月）を対象期間としていますが、燃油価格は令和8年6月現在においても、依然として高止まりが続いています。このため、今年の茶期においても、荒茶工場は燃油価格高騰の影響を受けている状況です。また、同じく県が実施している令和7年度の「施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業費」事業は、冬期（令和7年10月～令和8年3月）を対象としています。今年度の冬期での燃油価格は見通せないものの、静岡市はイチゴや花卉などの施設園芸が盛んであり、影響を受ける可能性があります。農作物価統計調査によりますと、令和8年3月の重油価格は、前年の3月と比較すると、15%上昇しているとの結果が出ています。なお、「燃油価格高騰対策緊急支援事業」とは、国のセーフティネットに加入している者を対象に、使用料金の一部を補助するという内容の事業となっています。要望といたしましては、今年度の茶期及び冬期における燃油価格に応じた、荒茶工場及び施設園芸農家に対する燃油価格高騰対策の継続を要望します。以上で、説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 これは農政対策委員会の内容ですね。中型獣についてはどういう位置づけになっているか確認したい。県は大型獣の調査をしているのですが、要望として中型

獣は調査しきれなのか、見識的なものがあるのか、どうでしょうか。

5 番 話の中で鳥獣の被害についてでてきたのですが、「熊とかシカとかハクビシンの被害が実態として被害がでていることを聞いている。ここにも目を向けていただきたい」ということで、中型獣の被害の実態調査を新規に調査していただき、データを取って対策を考えていただきたいという話がありました。

議 長 中型獣の捕獲は自由なのですか。

6 番 もともとハクビシンは狩猟鳥獣ではありませんでした。今はイノシシやシカが騒がれているが、それより遥か前からハクビシンの被害が大きくて、以前は狩猟鳥獣ではないので、有害駆除の許可を得て初めて捕れるという状況でした。

5 番 狩猟法の位置づけについて私も認識はないのですが、うちの地域でもハクビシンの被害がでていまして、これを捕獲するには狩猟免許を持っている方に罠の設置を依頼して、罠に掛かったものを、免許を持った人に処分をお願いしています。

議 長 捕って良いのか悪いのか、法律上様々な制約がある中で、中型獣でもこのような措置は要望として成り立つのか。

5 番 要望として挙げておかないと調査の対象にもならないので。

6 番 そういう流れでいくのであれば、引き続きお願いするのが良いと思います。

5 番 前回委員会のほうで話をしたときは、ハクビシンは調査の対象になっていないと伺ったものですから、それなら継続というよりは新規にという表現にさせてもらいました。

議 長 農家が今後作物を作る意欲をなくすとか、色々なことにつながる危機的な問題ですから。その他に意見があればお願いします。

事 務 局 事務局からも補足させていただきます。被害額というところで整理しております。静岡市及び静岡県においても被害が大きいと書かせていただいております。その根拠としましては静岡市と静岡県においても農産物の被害額のトップ3はシカとイノシシとハクビシンとされています。シカとイノシシについては今回調査に入っていますが、ハクビシンは入っていません。ということ踏まえまして今回入れさせていただきました。

18 番 天然記念物のカモシカも暴れまわっています。カモシカも入れていただきたい。

事務局長 カモシカに関しては天然記念物ということで環境省の所管になり、全国的な種の指定であるとか、一市町であるとか県単位では難しいところがあります。調査であるとか、カモシカも有害ができれば狩猟できるという訳ではありませんが、数

など県から割当てであったりするものですから、被害が大きいのですが、ある程度数量を制限する中で対応しているところです。とは言っても中々難しいですが。

議長 発言もないようですので、議案第 20 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第 20 号は、原案のとおり承認いたしました。

【一時休憩】

議長 ここからは報告事項に入ります。報告第 13 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 19 ページをお願いいたします。**【報告第 13 号朗読】**通知は 42 件ございました。内容につきましては、20 ページから 27 ページに記載のとおりです。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明いたします。整理番号 1 番から 19 番までが同一の案件です。こちらは耕作者の契約の名義を有限会社から、従業員の個人名義に変更するために、合意解約いたしました。整理番号 20 番と 21 番は同一の案件です。こちらは耕作者が死亡したため解約となりました。整理番号 22 番と 23 番は同一の案件です。こちらは本農地を他の耕作者が耕作することとなったため、現在の契約を合意解約いたしました。整理番号 24 番と 25 番は同一の案件です。24 番の賃借人と 25 番の賃貸人はこれ以外にも貸借契約があり、その契約と契約期間をそろえるため、一旦合意解約しました。整理番号 26 番と 27 番は同一の案件です。こちらは耕作者の息子が本農地を耕作することとなり、契約を結び直すため合意解約しました。整理番号 28 番と 29 番は同一の案件です。耕作者にとって農地の使い勝手が悪く、利便性が悪いため合意解約しました。整理番号 30 番と 31 番は同一の案件です。こちらは本農地を他の耕作者が耕作することとなったため、現在の契約を合意解約いたしました。整理番号 32 番と 33 番は同一の案件です。こちらは耕作者の契約の名義を耕作者個人から、耕作者が経営する法人の名義に変更するために、合意解約いたしました。整理番号 34 番と 35 番は同一の案件です。耕作者が規模縮小するため合意解約しました。整理番号 36 番と 37 番は同一の案件です。耕作者が他の場所で耕作するため、本農地における契約を合意解約しました。整理番号 38 番と 39 番は同一の案件です。耕作者が規模縮小する

ため合意解約しました。整理番号 40 番から 42 番は同一の案件です。耕作者にとって農地の使い勝手が悪く、利便性が悪いため合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第 13 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 整理番号 1 番から 9 番までをまとめて法人から個人に返すと言いましたが、これは全部会社がやるということなのでしょうか。

事務局 耕作者が法人ということでこれまで契約を結んでいましたが、新たに契約を結び直して従業員個人の名義で契約を結び直すため一度解約をするものです。なぜそのようなことをするというのは、解約をする上で理由は求めているので、確認できていません。

議 長 発言もないようですので、報告第 13 号を終わります。次に、報告第 14 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 28 ページをお願いいたします。**【報告第 14 号朗読】** 受理件数は 13 件ございました。内容につきましては、29 ページから 32 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 14 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 14 号を終わります。次に、報告第 15 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 33 ページをお願いいたします。**【報告第 15 号朗読】** 受理件数は 32 件ございました。内訳としましては、所有権移転が 28 件、賃借権設定が 3 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。内容につきましては、34 ページから 43 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 15 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 15 号を終わります。次に、報告第 16 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 44 ページをお願いいたします。**【報告第 16 号朗読】** 受理件数は 21 件ございました。内容については、45 ページから 46 ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 16 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

17 番 整理番号 37 番ですが、届出人の住所がドイツ連邦共和国となっていますが、この場合はどうなりますか。

事務局 届出人の住所氏名が載るようになっていきます。実際もっと長い名前ですが省略
させていただいております。実際届出者はドイツ居住ですが、その兄弟の方が静
岡市におりまして、その方が農地を引き継ぐと聞いております。

17 番 略してあるが、ドイツに住所が実際あるということですね。

議長 発言もないようですので、報告第 16 号を終わります。以上をもちまして、第 3
回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。